

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十五号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第九号の六の二中「(1)から(20)まで」を「(1)から(28)まで」に改め、同号中(26)を(34)とし、(25)を(33)とし、(24)を(32)とし、同号(23)中「(24)から(26)まで」に改め、同号中(23)を(31)とし、(22)を(30)とし、同号(21)中「(22)」を「(30)」に改め、同号中(21)を(29)とし、同号(20)中「現況報告」を「計算書類等及び財産目録等」に改め、同号中(20)を(28)とし、(19)を(27)とし、(18)を(26)とし、(17)を(25)とし、(16)を(24)とし、(15)を(23)とし、(14)を(22)とし、(13)を(21)とし、(12)を(20)とし、(11)を(19)とし、(19)の前に次のように加える。

(12) 法第五十四条の六第二項の規定による社会福祉法人の新設合併の認可

(13) 法第五十五条の二第一項の規定による社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認

(14) 法第五十五条の二第八項（法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。

）の規定による社会福祉法人に対する必要な助言その他の支援

(15) 法第五十五条の二第十項（法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。

）の規定による関係地方公共団体の長に対する資料の提供その他必要な協力の求め

(16) 法第五十五条の三第一項の規定による社会福祉法人の承認社会福祉充実計画の変

更の承認

(17) 法第五十五条の三第二項の規定による社会福祉法人の承認社会福祉充実計画の軽

微な変更の届出の受付

(18) 法第五十五条の四の規定による社会福祉法人の承認社会福祉充実計画の終了の承認

第二条の表の第九号の六の二中(2)及び(3)を削り、同号(10)中「第四十九条第二項」を「第五十条第三項」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同号中(10)を(11)とし、同号(9)中「第四十七条の三」を「第四十七条の五」に改め、同号中(9)を(10)とし、同号(8)中「第四十六条の七」を「第四十六条の六第四項及び第五項」に改め、「選任の」を削り、同号中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、同号(5)中「第四十三条第三項」を「第四十五条の三十六第四項」に改め、同号中(5)を(6)とし、同号(4)中「第四十三条第一項」を「第四十五条の三十

六第二項」に改め、同号中(4)を(5)とし、(5)の前に次のように加える。

- (2) 法第四十二条第二項の規定による社会福祉法人の一時評議員の職務を行うべき者の選任
- (3) 法第四十五条の六第二項（法第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）の規定による社会福祉法人の一時役員の職務を行うべき者の選任
- (4) 法第四十五条の九第五項の規定による社会福祉法人の評議員会の招集の許可（法第四十六条の二十一の規定により清算人に法第四十五条の九の規定が適用される場合を含む。）

第二条の表の第九号の六の二中「(1)から(20)まで」を「(1)から(28)まで」に、「(21)から(26)まで」を「(29)から(34)まで」に改め、同表の第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の四の二 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号。 広島市

- 以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許
 - (2) 法第四条第一項の規定による麻薬取扱者（麻薬小売業者に限る。以下この号において同じ。）の免許証の交付
 - (3) 法第七条第一項（法第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による麻薬取扱者の業務の廃止の届出の受付
 - (4) 法第七条第三項の規定による麻薬取扱者の死亡又は法人たる麻薬取扱者の解散の届出の受付
 - (5) 法第八条の規定による麻薬取扱者の免許証の返納の受付
 - (6) 法第九条第一項の規定による麻薬取扱者の免許証の記載事項の変更の届出の受付
 - (7) 法第九条第二項の規定による麻薬取扱者の免許証の書替え交付
 - (8) 法第十条第一項の規定による麻薬取扱者の免許証の再交付
 - (9) 法第十条第二項の規定による麻薬取扱者の免許証の返納の受付
 - (10) 法第二十九条の規定による麻薬（麻薬小売業者に係るものに限る。）の品名及び数量並びに廃棄の方法についての届出の受付及び当該麻薬の廃棄の立会い
 - (11) 法第三十五条第一項の規定による麻薬取扱者が所有し、又は管理する麻薬について滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときの届出の受付
 - (12) 法第三十五条第二項の規定による麻薬小売業者が法第二十九条ただし書の規定により、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄したときの届出の受付
 - (13) 法第三十五条第三項の規定による厚生労働大臣への報告
 - (14) 法第三十六条第一項（法第三十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による麻薬営業者（麻薬小売業者に限る。以下この号において同じ。）の免許を受けていた者（引き続き麻薬営業者になつたものを除く。）が現に所有する麻薬の品名及び数量の届出の受付
 - (15) 法第三十六条第三項（法第三十六条第四項において準用する場合

- 合を含む。)の規定による譲り渡した麻薬の品名及び数量、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所の届出(麻薬小売業者が行うものに限る。)の受付
- (16) 法第四十七条の規定による麻薬小売業者が所有し、譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量の届出の受付
- (17) 法第五十条第一項の規定による向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許
- (18) 法第五十条の四において準用する法第四条第一項の規定による向精神薬営業業者(向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者に限り、以下この号において同じ。)の免許証の交付
- (19) 法第五十条の四において準用する法第七条第一項の規定による向精神薬営業業者の業務の廃止の届出の受付
- (20) 法第五十条の四において準用する法第七条第三項の規定による向精神薬営業業者の死亡又は法人たる向精神薬営業業者の解散の届出の受付
- (21) 法第五十条の四において準用する法第八条の規定による向精神薬営業業者の免許証の返納の受付
- (22) 法第五十条の四において準用する法第九条第一項の規定による向精神薬営業業者の免許証の記載事項の変更の届出の受付
- (23) 法第五十条の四において準用する法第九条第二項の規定による向精神薬営業業者の免許証の書替え交付
- (24) 法第五十条の四において準用する法第十条第一項の規定による向精神薬営業業者の免許証の再交付
- (25) 法第五十条の四において準用する法第十条第二項の規定による向精神薬営業業者の免許証の返納の受付
- (26) 法第五十条の二十四第四項の規定による向精神薬営業業者が向精神薬取扱責任者を置いたとき(向精神薬営業業者が自ら向精神薬取扱責任者となつたときを含む。)及び変更したときの届出の受付
- (27) 法第五十条の二十二第一項の規定による向精神薬取扱業者(向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者に限り、以下この号において同じ。)が所有する向精神薬について滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときの届出の受付
- (28) 法第五十条の二十二第二項の規定による厚生労働大臣への報告
- (29) 法第五十条の二十六第一項ただし書の規定による申出の受付
- (30) 法第五十条の二十六第四項の規定による同条第一項ただし書の申出があつたとき及び第五十一条第二項の規定により免許が取り消されたときの公示
- (31) 法第五十条の三十八第一項の規定による麻薬取扱業者、向精神薬取扱業者その他の関係者からの報告の徴収(麻薬取締員が行うものを除く。)又は麻薬業務所、向精神薬営業所その他麻薬若しくは向精神薬に係る場所への立入り(麻薬取締員が行うものを除き、帳簿その他物件の検査、関係者への質問及び麻薬、向精神薬又はこれらの疑いのある物の収去を含む。)
- (32) 法第五十条の三十九の規定による向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者に対する向精神薬の保管又は廃棄の方法の変更その他必要な措置の命令
- (33) 法第五十条の四十の規定による向精神薬卸売業者又は向精神薬

| | |
|---|--|
| <p>小売業者に係る向精神薬営業所の構造設備の改善の命令及び使用の禁止</p> <p>(34) 法第五十条の四十一の規定による向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者に対する向精神薬取扱責任者についての変更の命令</p> <p>(35) 法第五十一条第一項の規定による麻薬小売業者の免許の取消し又は業務の停止の命令</p> <p>(36) 法第五十一条第二項の規定による向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許の取消し又は業務の停止の命令</p> <p>(37) (1)から(36)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> | |
|---|--|

第二条の表の第十四号の四を次のように改める。

| | |
|----------------|--|
| <p>十四の四 削除</p> | |
|----------------|--|

第二条の表の第三十五号中「(14)、(16)、(18)及び(24)から(26)まで」を「(22)、(24)、(26)及び(32)から(34)まで」に改め、「第十一号の四(15)」の下に「、第十一号の四の二(32)から(36)まで」を加え、「、第十四号の四(5)」を削る。

第三条の表の第八号(1)中「第七条第一項」の下に「(同条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号中「福山市」の下に「(広島市については、(1)に掲げる事務のうち麻薬小売業者に係るもの、(2)に掲げる事務のうち向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者に係るもの並びに(5)に掲げる事務のうち麻薬小売業者、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者に係るものを除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。